

連載

絶滅 オオカミの声を聴く

－ 森と人との良い関係を求めて－

日本オオカミ協会 会長 丸山直樹

(東京農工大名誉教授、静岡県南伊豆町)

第4回 冤罪のはじまり

日本でオオカミは、古代・中世を通じて農民を中心にして、ことさら恐れることもなく尊崇すべき益獣として各地の神社に「神使」として祀られてきました。

元禄飢饉と生類憐みの令

ところが、江戸期になると「狼荒れ(狼害)」文書が数多く出現します。古文書の内容は、その時々の上社会的な事情で歪められたり捏造されたりしていることは珍しくありません。その検証は真相を知る上で欠かせません。今回扱う江戸期の「狼荒れ」の場合は、これに関係する文書の出現が「生類憐みの令」(1684-1709)と時期が重なる「元禄飢饉(1691-1695)」であるという点です。

徳川時代初期、17世紀は、農地拡大を目的にして各地で山林原野の開発が行われ、食糧の増産が進み人口も増加しました。一世紀後、総人口は3千万人以上に達しことが知られています。同時に、鉄砲など武器も害獣対策用として増加し、社会不安の種子にもなったのです。実際、寛永飢饉(1642-43)の前後、島原の乱(1637)、慶安の変(1651)など無禄の浪人や農民らによる反乱や一揆が多発したため、兵農分離政策が強く求められ、鉄砲など武器の没収が行われました。当然、農民は獣害に苦しめられます。そして、武器没収をさらに強化したのが「生類憐みの令」だったのです。

「生類憐みの令」は、綱吉治世 20 数年間の

130 件以上から成るお触れの総称です。この触れの狙いは、綱吉の個人的な生命愛護観の実践であると同時に、これを口実にした武断政治を廃して文治政治を実現することが狙いであったと言われていています。しかし、害獣と戦う武器を没収したのでは農業は立ち行きません。これは今も昔も変わりありません。

そこで幕府は、特例を認めます。それは、村々に制限付きで鉄砲の所持使用を認めることでした。その条件とは、実弾発射を厳禁し空砲だけとする、いわゆる「脅し鉄砲」でした。しかし、野生鳥獣に空砲など役に立つわけがありません。そこで、幕府は条件付きの実弾発射を承認したのです。この例外措置は徳川治世の公的記録である『常憲院殿御実記(徳川実記)』元禄2年(1689年)6月28日に次のように記されています。

「猪鹿が田畑を荒らし、狼が人馬犬等を傷損する場合は、猪鹿狼を鳥銃で打っても構わない。〈中略〉これに違反した場合、本人はもとより、代官、地頭も過失の咎を負う。打ち取った獲物はその場所に埋めること。売買しても食用にしてもいけない。ただし、獵師は別である」。

農業が当時の基幹産業であったことを考えれば、綱吉治世下とはいえ、害獣駆除を「動物愛護」よりも例外的に優先させたのは当然です。鉄砲の所持使用は使用制限付きで特定の農民にも許されますが、「空砲」では効果はありません。そこで、獵師だけに実弾発砲による射殺と獲物の売買を許したのです。しかし、戦国の名残が残り、牢人のような不穏な輩が少なくない世の中であって、こうした特権を持った獵師の存在は、一揆や動乱の火種になりかねません。

そこで幕府は、獵師の人数を極力制限し、特権措置の見返りに獵師の身分を最下層の賤民に落として、獵師から社会的尊敬を奪います。しかし、数少ない獵師では、害獣駆除の実効性がなかったのは当然です。結局、獣害対策に窮した農民たちは、大変な手間と資金をかけて猪鹿(しし)垣や狼落とし(落とし穴)を

各地で造り始めます。落とし穴にオオカミが落ちたかどうかわかりませんが、圧倒的に数が多かったのは犬だったでしょう。しかし、「犬公方」綱吉の威光を恐れて「犬落とし」とは呼べなかったのではないかと思います。

ところで、オオカミが「馬犬等の家畜」と同じように「人」を襲うことは考えられません。「生類憐みの令」には当初「狼犬」とあったのを、後に「犬」を抹消して「狼」と書き換えられているところをみると、「犬公方」と言われた綱吉に気配りをしたのではないかと思います。これもオオカミがイヌの代わりに濡れ衣を着せられた一因になったと言えるでしょう。何しろ当時の分類知識は不確かで、山犬とオオカミは区別できなかったのですから。

元禄飢饉と狼害の捏造

江戸時代の17世紀、農民が増えた分、貧農が急増して、農家一戸当たりの耕作地はかえって減少します。その分、農家の食糧の備蓄は減少し、飢饉に対する備えは低下し続けます。

こうして、飢饉は都市住民よりも地方の貧農たちを襲います。寛永大飢饉(1642-43)から半世紀後、小氷期に入った1695年から1702年にかけて夏季寒冷なヤマセによって元禄飢饉が発生します。この飢饉による餓死者は四万とも五万ともいわれています。元禄飢饉は、北陸、中部、東北地方を含む東日本で発生し、諏訪高島藩、加賀藩、越中富山藩、尾張藩、南部藩、弘前藩でいよいよ「狼害」文書が出現します。

奇妙なことに、これらの藩以外ではこうした記録は見つかっていないのは、飢饉は自然条件に加えて、「失政」といった各藩の政策(備蓄米売却、過重な年貢、稲の品種選択の誤りとか)にも依るからなのでしょう。飢饉時の失政は藩にとっての汚点ですから、これを幕府に咎められないように隠蔽を工作したのです。

今も昔も、役人たちが法令の抜け穴「狼荒れの折には狼を打っても構わない」に気付かないわけがありません。都合の悪いことは狼に濡れ衣を着せる「狼害」文書の捏造はこうし

た隠蔽策の一つだったと考えられます。「生類憐みの令」がなかった將軍家光の時代の寛永大飢饉(1642-1643年)でも、飢餓農民の逃散、人身売買、間引き、餓死者・捨て人の発生が記録されていますが、「狼荒れ」についての文書が見られません。江戸時代中・後期、享保大飢饉(1732)などでもやはり「狼荒れ」文書はありません。

「狼荒れ」は事実無根の捏造文書だったのです。これを誘導したのは権力者の専制の産物である「生類憐みの令」とその抜け穴であり、これを目ざとく見つけて悪用したのは当時の藩の行政だったのです。

オオカミの冤罪は、その後、江戸社会で風評化し、明治に至ってオオカミを絶滅に追い込み、さらには現代の環境保全の妨害にもつながっているのです。

閑話休題



オオカミ絶滅後、激増後したシカに食べられ、美しいお花畑が消滅した南アルプス楡形山。この元凶は3世紀あまり前の生類憐みの令と無関係ではないのです。写真 著者提供

市民環境ジャーナル 編集局 発行

井上正男 (浜松市中区佐鳴台3丁目3-408)

yhr01702@nifty.ne.jp

053-489-9189

市民環境ジャーナル 2021年7月号